

社会福祉法人五城目町社会福祉協議会会費納入規程

先に定められた定款施行細則第6章第13条第3項の定めるところにより会費の納入を次のとおり定める。

(1) 個人会員 年額 800円

(2) 賛助会員 年額 2,000円

この会費は直接当会事務局窓口、金融機関振込又は町内会長及び福祉員を介して、指定された納期内に納入するものとする。

附則

この規程は、平成8年4月1日より施行する。

この規程は、令和2年4月1日より施行する。